

人間ドック・脳ドック補助金を申請される方へ

【受診までのながれ】

- ① 補助金の交付申請をする（郵送・窓口申請・電子申請）
申請期限：令和7年12月28日（日）まで
※補助金の交付は人間ドックまたは脳ドックのいずれか1回となります
- ② 「補助金交付決定通知書」を受け取る
※申請月の翌月にご自宅へ郵送します
※健診機関へはご自身で予約を入れてください
（予約方法は補助金交付決定通知書に同封の案内文に記載）
- ③ 予約日に健診機関で受診する
※健診機関窓口での支払額は、「健診料の5割」と「消費税」になります

ご注意
ください！



【注意事項】

- 健診機関を変更する場合は、再度の補助金申請が必要です
- 受診期間は「補助金交付決定通知書」の交付日～令和8年3月31日です
- 受診予約日に変更がある場合には、各自健診機関と調整してください
- 申請された健診以外のオプション健診は補助対象外ですので、全額自己負担となります
- 都合によりキャンセルする場合には、国保年金課と健診機関にその旨連絡してください
- 結果は医療機関から市へ提供され、市がその結果を保健事業に利用することがあります

《補助対象にならない場合》

- ①令和7年度に人間ドックまたは脳ドックのいずれかの補助をすでに受けている場合
※両方の補助金を申請し、重複受診した場合は、後に受診した健診が全額自己負担となります
- ②令和6年度までの国保税、後期高齢者医療保険料を完納していない場合
- ③「補助金交付決定通知書」が交付される前に受診した場合
- ④受診日時点で国民健康保険・後期高齢者医療に加入していない場合
※ 補助金分の金額を返金してもらうこととなります
- ⑤人間ドックと特定健診・後期高齢者健診を重複受診した場合
※ 後から受診した健診料の市負担分を返金してもらうこととなります

【問い合わせ先】

ひたちなか市 国保年金課 ☎029-273-0111 国民健康保険 内線 1181, 1187
後期高齢者医療 内線 1183, 1184